

船橋市放課後児童健全育成事業
新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するものに対して、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たすものとする。ただし、第2号、第3号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市長に対し、法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出をしていること。
- (2) 申請者が個人又は法人格のない団体の場合は、本人又は当該団体の代表者が本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

(補助金の区分及び補助額の算定方法)

第3条 この要綱における交付の対象となる区分、基準額及び対象経費は別表のとおりとする。

- 2 補助額は、別表に定める基準額の合計額、対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出した区分ごとの金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和2年4月10日から令和2年5月29日までとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染

症対策臨時補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 放課後児童支援員・補助員名簿（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条各項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年6月30日条例第36号）を遵守すること。
- (5) 小学校の臨時休業により、令和2年4月10日から令和2年5月29日までの平日において、午前中から開所すること。
- (6) 補助事業に係る利用の対価として保護者から徴収する利用料は保護者に請求しないこと。また、既納の場合は返還すること。なお、利用料とは、放課後児童健全育成事業の実施に伴う利用料（飲食物除く）であり、学習塾や運動教室等の付加サービス料については除く。
- (7) 放課後児童健全育成事業所が所在する地域の児童を広く対象とする事業であり、企業等の福利厚生等として行われるものでないこと。

- (8) 政治的・宗教的な活動を伴わないこと。
 - (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
 - (10) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定により附する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者が実績報告を行うときは、市長が別に定める日までに船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金実績報告書（第6号様式）に事業実績報告書（第7号様式）と収支決算書（第8号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該書類について審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定に基づき、船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者が、規則第15条第2項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付する。

(決定の取消)

第11条 市長は、規則第16条の規定により補助金の交付を取り消したときは、速やかに船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知する。

(返還命令)

第12条 市長は、補助事業者に対して第11条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、規則第16条の規定による返還命令を、船橋市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金返還命令書（第12号様式）により行う。

(調査又は報告)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

(別表)

区分	基準額	対象経費	負担割合
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援・人材確保事業 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、令和2年4月10日から令和2年5月29日までの平日において午前中から開所し、運営するための経費を補助	1 支援の単位 当たり 日額 62,000 円	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援・人材確保事業の実施に必要な経費 (放課後児童健全育成事業の実施に係る経費以外の学習塾や運動教室等の付帯サービス及び飲食物に係る費用を除く)	10/10 (市)